



災害対策本部にある河川監視モニター

んだ。この段階ではまだ避難の呼び掛けは行わないよ。

その次はどうなるの？

第2段階は「氾濫注意水位」といって、川の氾濫に警戒しなければいけない基準で、ここまで水位が上がると、いつでも避難できるよう準備してほしいという意味の「避難準備情報」というものを出すんだ。この段階で、避難に時間がかかる人は避難してほしいと呼び掛けるんだよ。

それが最初に出される避難の呼び掛けなんだね。

第3段階は「避難判断水位」といって、この基準まで水位が上がると洪水の恐れがあるので、すぐに安全な場所に避難してほしいという意味の「避難勧告」を出すんだ。

最後の第4段階は「氾濫危険水位」といって、川が氾濫する大変危険な状況になるため、避難を強く呼び掛ける「避難指示」を出すことになるんだ。

川の水位によって避難の呼び掛けが違うんだね。でも、この水位は誰が決めているの？

市内にはたくさんの川があるけど、川の大きさによって国や県、市が管理していて、それぞれの管理者が基準を決めているんだよ。

そうなんだ。じゃあ、避難準備情報や避難勧告、避難指示を出すのは誰が決めるの？

避難勧告と避難指示は、災害対策基本法という法律で市長が発令すると決められているし、避難準備情報も津市地域防災計画に、災害対策本部長である市長が決めると書いてあるんだ。だから、災害対策本部の職員は市長が適切に指示が出せるよう、それぞれの川の水位が4つの基準を超えていないか、これからの雨雲の動きや雨量、ダムでの放流の時期など、いろいろなデータを総合的に分析して報告するんだよ。

避難を呼び掛ける方法も、いろいろあったよね。

各地域に設置された防災行政無線で放送したり、エリアメールを流したり、ホームページや広報車でもお知らせしているよ。これらは、事前に地域防災計画で決められた役割に基づいて一斉に作業にかかるんだ。

基準や役割がきちんと決まっていたから、台風第11号のときも落ち着いて対応できたんだね。



災害対策本部会議(10月13日/市本庁舎内)